

農業(水稲)用水基準

昭和45年(1970)農林省公害研究会

項目		農業用水基準 (農林水産技術会議 昭和46年10月4日)
pH (水素イオン濃度)		6.0 ~ 7.5
COD (化学的酸素要求量)		6mg/L 以下
SS (浮遊物質量)		100mg/L 以下
DO (溶存酸素)		5mg/L 以上
T-N (全窒素濃度)		1mg/L 以下
EC (電気伝導度)		0.3mS/cm 以下 30mS/m 以下
重金属	As (砒素)	0.05mg/L 以下
	Zn (亜鉛)	0.5mg/L 以下
	Cu (銅)	0.02mg/L 以下

備考

「農業(水稲)用水基準」は、農林水産省が昭和44年春から約1ヶ月間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力はないが水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

用水の窒素濃度と水稲生育収量の関係

T-N	生育収量への影響
1 mg/L 以下	まったくなし
1 ~ 3 mg/L	やや過繁茂
3 ~ 5 mg/L	過繁茂、ときに収量減
5 ~ 10 mg/L	収量減
10 mg/L 以上	収量激減

(東京都農場試験場 1967年)

農業用水の汚濁程度別濃度分級

(mg/L)

	汚濁程度			
	0	1	2	3
全窒素	2以下	2~4	4~8	8以上
アンモニア態窒素	0.5以下	0.5~2	2~5	5以上
COD	7以下	7~10	10~17	17以上
全リン	0.2以下	0.2~0.5	0.5以上	-

(注) 汚濁程度0: 農業用水として汚濁のない水質

汚濁程度1: 農業用水として許容される水質

汚濁程度2: 農業用水として適正な限界を超え対策が必要な水質

汚濁程度3: 農業用水として著しく汚染され、対策を講じても被害を生じる水質